

年金制度改革

【短時間労働者の適用拡大・保険料調整制度】



日本年金機構

Japan Pension Service

説明内容

1. 令和7年年金制度改正法の概要

2. 短時間労働者の適用拡大

3. 保険料調整制度

(適用拡大の対象となる短時間労働者への支援制度)

1. 令和7年年金制度改革法の概要

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）」

改正の概要

働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定等を図るための年金制度の見直し

■ 被用者保険の適用拡大

- ・ 短時間労働者の適用要件のうち、企業規模要件の段階的縮小・撤廃、賃金要件の撤廃
- ・ 個人事業所における非適用業種の解消
- ・ 保険料調整制度の創設

■ 標準報酬月額の上限の段階的引上げ

■ 在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し 等

2. 短時間労働者の適用拡大

短時間労働者の適用要件

- 厚生年金保険の被保険者数が常時 **5 1人以上の事業所**（令和6年10月以降）で働く、1 週間の所定労働時間または 1 か月の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満の者であって、以下の要件をすべて満たす者は、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の被保険者となります

- ☒ 週の勤務（所定労働時間）が**20時間以上**であること
- ☒ 所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること
- ☒ **学生ではないこと**

※ 2カ月以内の期間を定めて使用される方や臨時に使用される方等は健康保険・厚生年金保険の適用対象外。

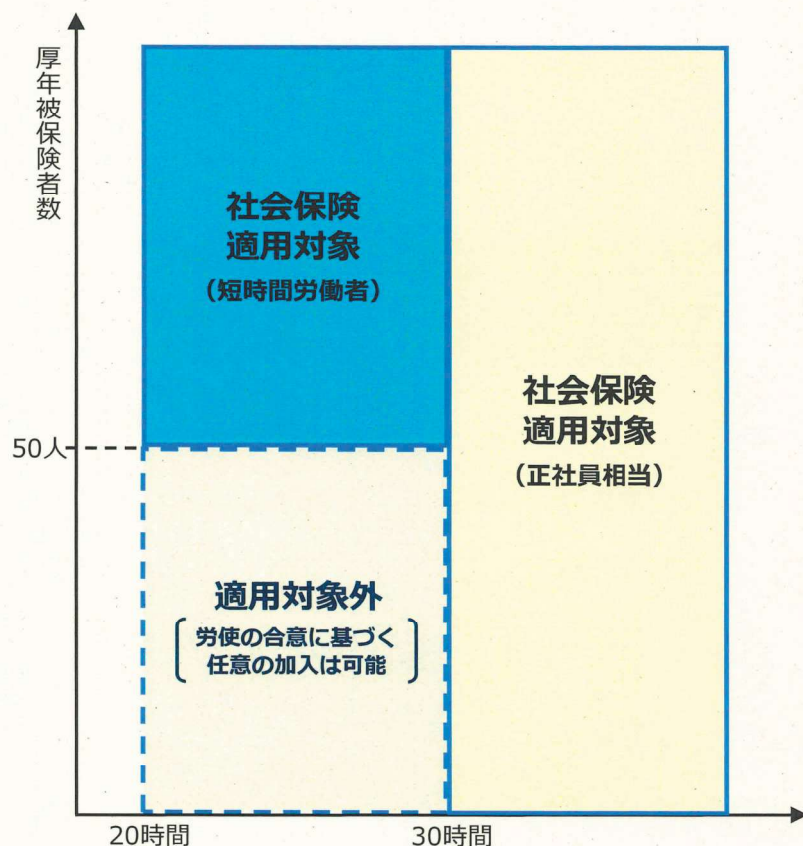
- 短時間労働者の適用要件のうち、以下の2点が改正されます
 - （1）短時間労働者の企業規模要件を、段階的に縮小し、撤廃
 - （2）短時間労働者の賃金要件を撤廃

2. 短時間労働者の適用拡大

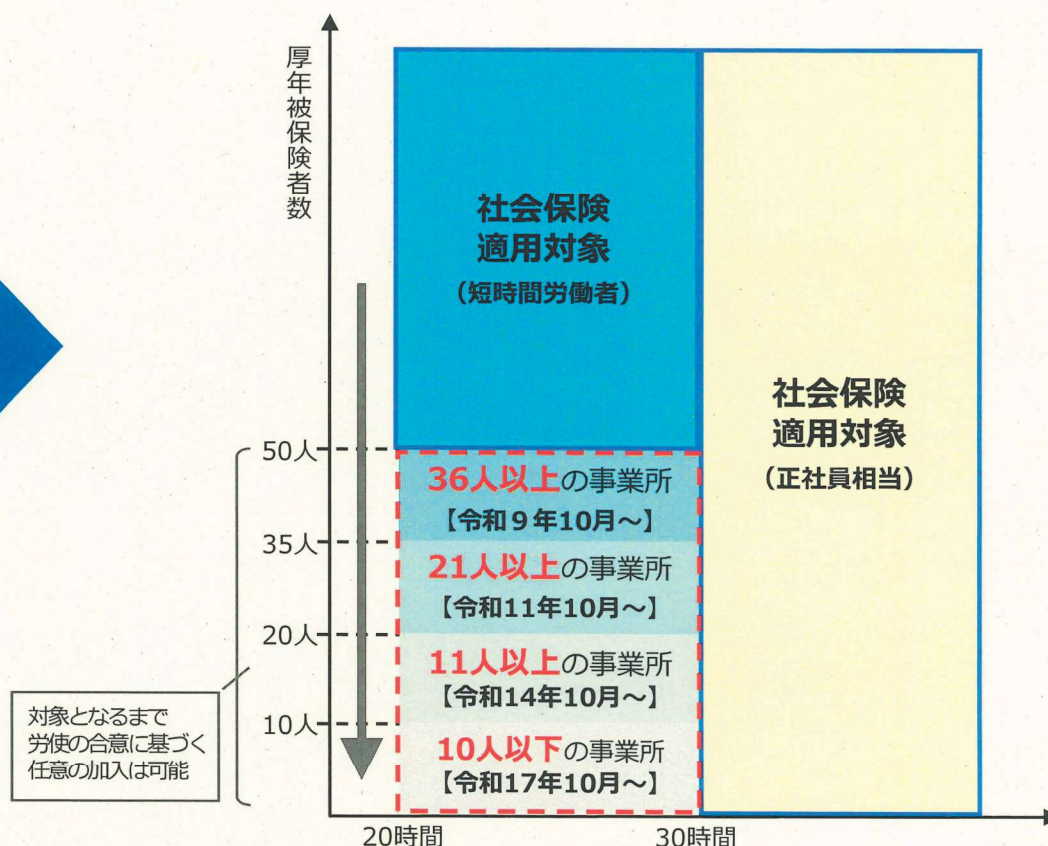
(1) 企業規模要件の縮小・撤廃

10年かけて段階的に短時間労働者が適用対象となる事業所の範囲が拡大されます

現 在



段階的縮小・撤廃イメージ



2. 短時間労働者の適用拡大

(2) 賃金要件の撤廃

いわゆる「**年収106万円の壁**」として意識されていること等を踏まえ、撤廃されます

現 在

(例)

2024年、地域別最低賃金の最低額



「時給951円」の場合

週20時間 働いても 月収 **8.2万円**

賃金要件8.8万円を下回るため
社会保険に加入しない

最低賃金
上昇

撤廃イメージ

(例)

20XX年、地域別最低賃金が
最低額「時給1,016円」を上回る場合

週20時間 働くと 月収 **8.8万円以上**

週20時間働くと自動的に
賃金要件8.8万円を上回るため
社会保険に加入

月額8.8万円以上の要件は撤廃

撤廃の時期は、全国の最低賃金の引上げ
の状況で判断（令和8年10月予定）

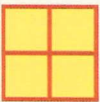
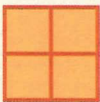
3. 保険料調整制度

制度の概要

保険料調整制度を利用すると、企業規模要件の段階的縮小等により、新たに社会保険の適用対象となる短時間労働者の保険料の一部を、事業主が一時的に負担することにより、短時間労働者の**社会保険料負担を通算3年間軽減**することができます

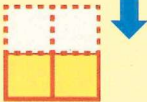
(例) 標準報酬月額が8.8万円の短時間労働者の場合（厚生年金保険料の負担イメージ）

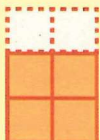
本来の負担

被保険者	事業主
8,052円/月	8,052円/月
	
負担割合（被保険者：事業主） 50 : 50	

制度利用後

被保険者の負担の一部を事業主が一時的に追加負担
被保険者は、少ない負担で健康保険・厚生年金保険に加入できます

被保険者	事業主
4,026円/月	8,052円 +4,026円/月（一時的負担）
	
負担割合（被保険者：事業主） 25 : 75	

事業主
調整後 8,052円 + 0円/月

事業主が追加負担した保険料は、一定期間経過後に調整します

3. 保険料調整制度



対象となる事業所

■ 令和8年10月1日以降対象となることができる事業所

令和8年10月1日以降、任意特定適用事業所（労使の合意に基づき、任意で短時間労働者を社会保険の適用対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります

■ 令和9年10月1日以降、順次対象となる事業所

令和9年10月1日以降の企業規模要件の縮小・撤廃により、短時間労働者が新たに適用対象となる事業所等が、保険料調整制度の対象となります



対象となる被保険者

短時間労働者として社会保険に加入する被保険者であって、標準報酬月額が12.6万円以下である者

3. 保険料調整制度



保険料の負担割合

被保険者の**負担軽減の割合**は、対象となる被保険者の**標準報酬月額**に応じて異なります
制度利用**3年目**は軽減割合を半減します

標準報酬月額	報酬月額	制度利用1～2年目 の負担割合 【被保険者：事業主】	制度利用3年目 の負担割合 【被保険者：事業主】
8.8万円以下	9.3万円未満	25 : 75	37.5 : 62.5
9.8万円	9.3万円～10.1万円未満	30 : 70	40 : 60
10.4万円	10.1万円～10.7万円未満	36 : 64	43 : 57
11万円	10.7万円～11.4万円未満	41 : 59	45.5 : 54.5
11.8万円	11.4万円～12.2万円未満	45 : 55	47.5 : 52.5
12.6万円	12.2万円～13万円未満	48 : 52	49 : 51

適用拡大に関する広報コンテンツ

厚生労働省ホームページ内の「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル

令和7年年金制度改正法における被用者保険の適用拡大に関する情報や社会保険に加入するメリット等をご案内しています

ガイドブックや説明動画も掲載

The screenshot shows the homepage of the 'Social Insurance Application Expansion Special Site'. At the top, there is a banner with the text '社会保険のあんしんを働くみんなに' and '社会保険適用拡大特設サイト'. Below the banner, there are several navigation buttons: '社会保険適用拡大とは？', '社内準備や支援制度について', '社会保険加入のメリットや手取り額の変化について', 'あなたが属する企業等が適用拡大の対象かどうかはこちらでチェック', 'チラシ・パンフレット・説明動画', and '適用拡大Q&A'. At the bottom, there are two sections: '事業主向け試算ツール' and '従業員向け試算ツール', each containing a button for '社会保険料の事業主負担分を試算' and '給与の手取り額を試算'.

The cover of the 'Social Insurance Application Expansion Guidebook' features the title '社会保険加入対象者の範囲が拡大されるのをご存じですか？' and '社会保険適用拡大ガイドブック'. It includes a list of topics: 'どんな企業等・従業員が対象？', '社会保険料を試算したい', '適用拡大のメリットを知りたい', and '適用拡大のデメリットを知りたい'. The cover also displays the logos of the Ministry of Health, Labour and Welfare and the Japan Pension Service.

The cover of the 'Social Insurance Application Expansion Handbook' features the title '社会保険適用拡大のこんなとき! どうする? 手引き'. It includes a list of topics: '社会保険適用拡大の対象となる事業主・従業員が知りたい', '従業員の手取り額を知りたい', '従業員への説明内容を知りたい', '従業員への説明方法を知りたい', '従業員への説明資料を知りたい', '従業員への説明資料を知りたい', '従業員への説明資料を知りたい', and '従業員への説明資料を知りたい'. The cover also displays the logos of the Ministry of Health, Labour and Welfare and the Japan Pension Service.

「社会保険適用拡大特設サイト」

社会保険 適用拡大

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/>

短時間労働者の加入手続き等については、日本年金機構ホームページをご覧ください

従業員50人以下の事業主の皆さまへ

2026年10月1日から

短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります

保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。



どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所(労使の合意により、任意で短時間労働者(パート・アルバイトの方)を社会保険の加入対象とした適用事業所)になると、保険料調整制度の対象となります。任意特定適用事業所となるための手続きは裏面をご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上
(フルタイムの3/4未満)

② 月収が13万円未満
(標準報酬月額が12.6万円以下)

③ 学生ではない

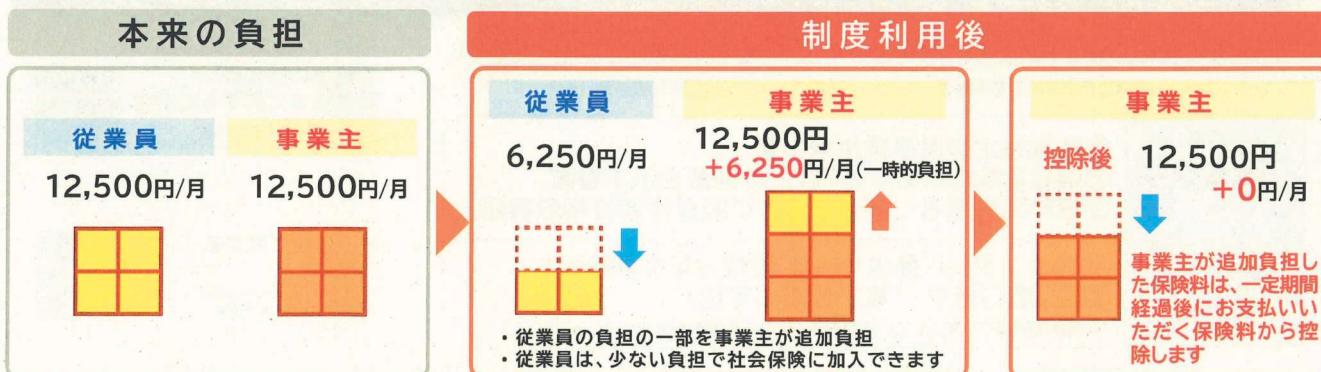
どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。



月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万～10.1万未満 (9.8万)	10.1万～10.7万未満 (10.4万)	10.7万～11.4万未満 (11万)	11.4万～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員:事業主(1・2年目)	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員:事業主(3年目)	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51

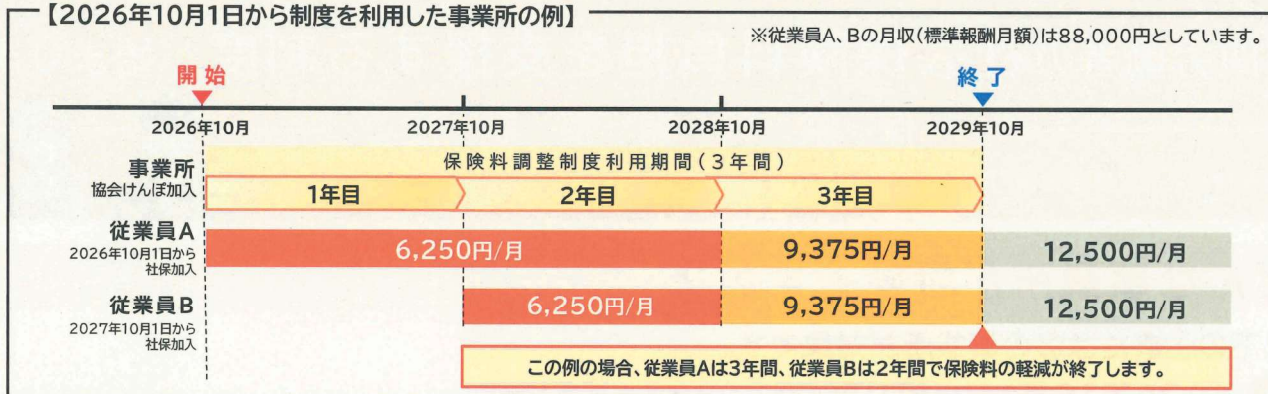


制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

【2026年10月1日から制度を利用した事業所の例】

※従業員A、Bの月収(標準報酬月額)は88,000円としています。



どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

1

人材の確保・定着の可能性が高まります

2

従業員の働く意欲の向上に繋がります

3

就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請も可能) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

手続きの詳細や届書様式に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteitekiyo.html>



電子申請に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

手続きのご不明点は
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者

0570-007-123

【受付時間】

平日:8:30~19:00

第2土曜日:9:30~16:00

※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 除く

令和8年（2026年）10月から

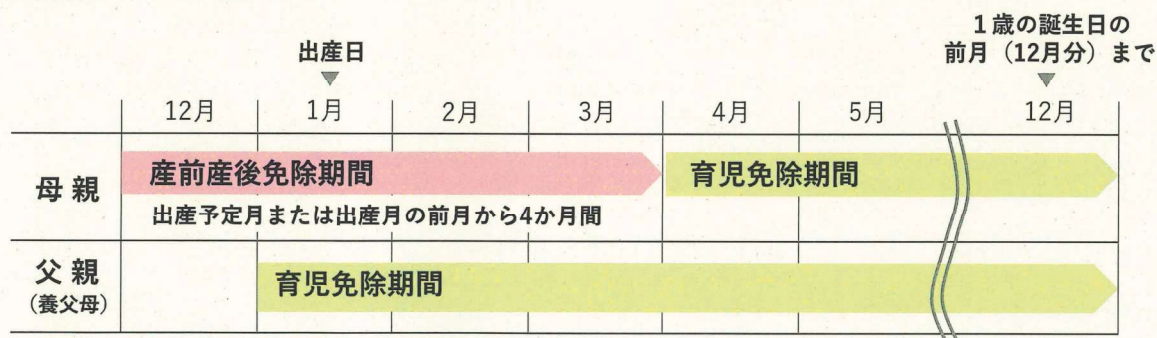
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujiunenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>



「ねんきん定期便」の ペーパーレス化にご協力ください

日本年金機構では、年金制度への理解を深めていただくことを目的として、国民年金および厚生年金保険の加入者(被保険者)の皆さまへ、「ねんきん定期便」を毎年誕生月にお送りしています。これまでの保険料納付額や年金加入期間、年金加入実績に応じた年金額等を確認することができます。

「ねんきんネット」にログインすれば、パソコンやスマートフォンで電子版「ねんきん定期便」をいつでも見ることができます。

電子版「ねんきん定期便」なら、いつでもダウンロード・印刷ができ、年金記録の管理・保存に便利です。



電子版「ねんきん定期便」は誕生月の1か月程度前に確認ができます。確認できるようになった翌日にメールでお知らせします。

「ねんきんネット」で「ねんきん定期便」のペーパーレス化の登録ができます。郵送費削減、紙資源の節約にぜひご協力ください。



◎電子版「ねんきん定期便」は、国民年金または厚生年金保険に加入中の方にご利用いただけます。
(20歳以上 60歳未満で、年金未加入の方(年金加入義務のある方)を含みます。)

※「ねんきん定期便」が日本年金機構から発行されないお客様(国共済、地共済、私学共済に加入中など日本年金機構以外から「ねんきん定期便」が発行されるお客様、これまで国民年金または厚生年金保険に加入していないお客様など)は、電子版「ねんきん定期便」をご利用いただけません。

◎「ペーパーレス化」を選択された方にはハガキの「ねんきん定期便」は郵送されませんが、節目年齢(35歳・45歳・59歳)の方には、封書の「ねんきん定期便」が郵送されます。



「ねんきんネット」はマイナポータルからの利用登録が簡単です。

STEP1

まずは、「ねんきんネット」の利用登録

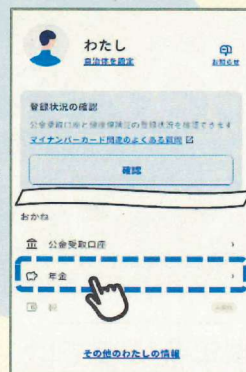
「マイナンバーカード」と「メールアドレス」をご用意いただき、「マイナポータル」で検索いただくか、右の「二次元コード」をお読み取りいただいたうえで、「マイナポータル」のホームページへアクセスします。

「マイナポータル」へのログイン後、トップページの「年金」から「ねんきんネット」へログインのうえ、ご利用ください。

▼マイナポータルはこちらから



<https://myna.go.jp>



マイナポータルトップページ



<https://www.nenkin.go.jp/n.net/>

マイナンバーカードをお持ちでない方でも、「ねんきんネット」を利用できます。

詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。

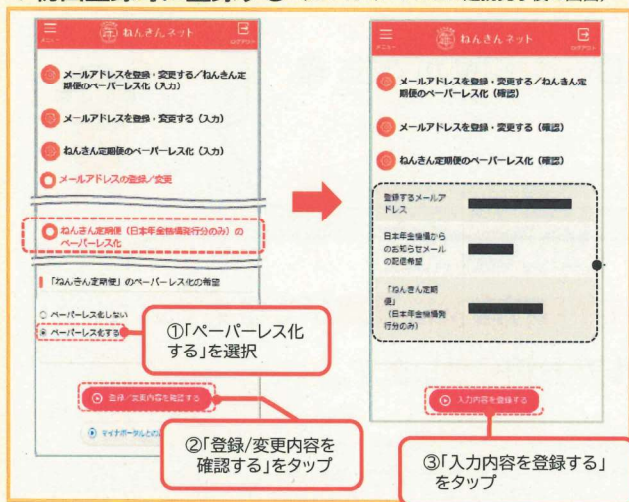
▲日本年金機構ホームページはこちらから

初回登録時、または「各種設定を変更する」から設定ができます。

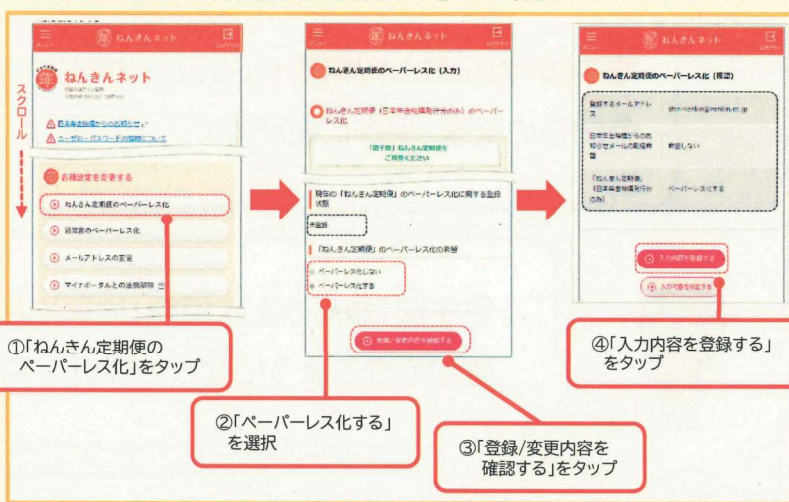
STEP2

ねんきん定期便のペーパーレス化を設定する

▼初回登録時に登録する（※マイナポータルとの連携完了後の画面）



▼ログイン後、「各種設定を変更する」から設定



もっと
ペーパーレス化

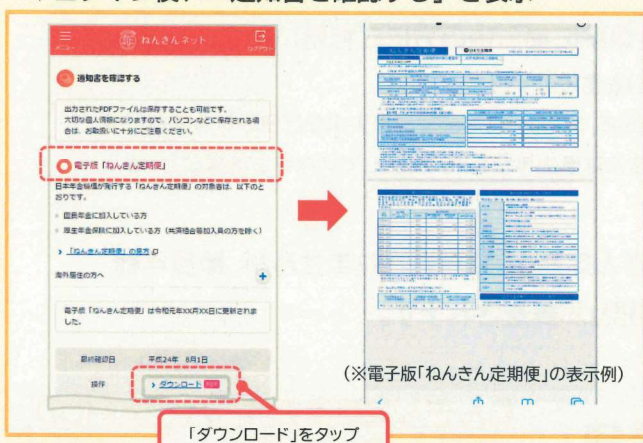
「各種設定を変更する」から、公的年金の源泉徴収票や社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取ることができます。

PDFファイルをダウンロードして保存もできるので紛失の心配がありません。

STEP3

電子版「ねんきん定期便」を確認する

▼ログイン後、「通知書を確認する」を表示



(※電子版「ねんきん定期便」の表示例)

「ダウンロード」をタップ

◆登録方法や操作にお困りの場合は

◎日本年金機構のホームページ

日本年金機構のホームページの「ねんきんネット」のページをご覧ください。

◎相談チャットで確認

「ねんきんネット」に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする「ねんきんネット相談チャット」を開設して、24時間いつでも対応しています。日本年金機構ホームページのトップ画面(相談チャット総合窓口)からアクセスください。

◎お電話で確認

《ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号》

0570-058-555(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1144

〈受付時間〉

月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時15分(月曜日のみ午後7時00分まで)

第2土曜日:午前9時30分～午後4時00分

※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。